

「女性の活躍促進による経済活性化」

行動計画

～働く「なでしこ」大作戦～

平成24年6月22日

女性の活躍による経済活性化を推進する

関係閣僚会議

【はじめに】

我が国経済社会の再生に向け、日本に秘められている潜在力の最たるものこそ「女性」であり、経済社会で女性の活躍を促進することは、減少する生産年齢人口を補うという効果にとどまらず、新しい発想によるイノベーションを促し、様々な分野で経済を活性化させる力となる。

女性の活躍のためには、社会、特に男性の意識が変わらなければならない。一方で、意思決定の場における女性の参画が進まなければ、社会も変わらない。こうした状況を打ち破り、女性の活躍が社会や男性の意識を変え、それらの意識の変化が女性の活躍をさらに促すという好循環に導くには、男性の意識改革と実質的な機会均等を実現するための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を車の両輪として進めなければならない。その際、「隗より始めよ」のとおり国家公務員から率先して行動を起こすことで、民間企業・団体、地方公共団体等にも取組を広げていく必要がある。

この閣僚会議では、こうした問題意識に立って、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員から率先して取り組む、の3つを柱として、以下のとおり行動計画を取りまとめた。今後、「日本再生戦略」にこれを位置付け、可能なものからすぐに取り組むとともに、年内にはその工程表を策定し、関係閣僚が一丸となって、担当府省と時間軸を明らかにした上で取組を進めていく。その際、国のみならず地方公共団体でも取組を促していく。

【具体的施策】

1. 男性の意識改革（社会全体の意識改革を含む）

企業トップを始め、男性の意識改革、ひいては社会全体の意識改革を強力に推進することにより、経済社会での女性の活躍を推進する。

○女性の活躍促進の「見える化」総合プランの策定・推進

消費者、就職希望者、市場関係者に対し、企業の女性の活躍状況の可視化を促進する取組を「見える化」総合プランとして2012年末までに策定【厚生労働省(取りまとめ)、経済産業省、文部科学省、内閣府、金融庁】

- ・以下の方向で行政のウェブサイトを活用した経営トップの方針、企業の女性活躍の状況や向上のための取組について、企業の情報開示を促進する【厚生労働省（取りまとめ）、文部科学省、経済産業省、内閣府、他関係省庁に協力を要請】
 - －企業の情報開示を強力に推進する（約5,000社を目標）
 - －開示情報の一覧性や業種ごとの比較を容易とする仕組みを作る
 - －「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」（後掲）で、企業にとってのメリットも説明しつつ、企業の参加を促す
 - －大学のキャリアセンターとの連携（就職希望者への「見える化」。人材確保等、企業にもメリット）
- ・女性の活躍状況の「見える化」に向け、企業の女性活躍に関する指標等の公表に係る資本市場における企業の取組を促す方策について、例えば有価証券報告書や取引所のガイドライン、IR資料など公表方法の在り方を含め、2012年中に総合的な検討を行う【内閣府、金融庁、厚生労働省、経済産業省】

○政府を挙げて企業や団体に直接的に働きかけ（「女性の活躍促進・企業活性化推進営業大作戦」【厚生労働省、経済産業省、内閣府、他関係省庁に協力を要請】

- ・2万社以上を目標に直接的な働きかけ等を行い、ポジティブ・アクション取組企業数1万社以上、情報開示企業数5,000社を目指す

○福利厚生ではなく、人材活用のための経営戦略としての視点で企業の取組みを促進

- ・女性の活躍など人材の多様性を活かす経営（そのためのワークライフバランスの推進）に取り組む企業の表彰制度を創設し、先進事例として広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げ、女性活躍推進の動きを加速化させる（「ダイバーシティ経営 100 選」）【経済産業省】
- ・長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスを推進するための国民運動の展開【内閣府】
- ・女性の活躍による企業・家計・社会へのメリットを数値化し、国民にわかりやすく発信【内閣府】
- ・国際的な取組とも連携し、男性をメインターゲットとした広報の戦略的展開【内閣府、外務省】
- ・女性の活躍を推進するための男性の意識改革に向けて、企業トップを含め、産官学による連携体制を構築し、検討を進めるとともに、大学・企業との連携や男女共同参画関連施設のネットワークの活用などにより、男性を対象とした意識啓発を進める総合的な施策を実施【内閣府、文部科学省、各府省】

○男性の家庭への参加を公務員から強力的に推進

- ・公務員男性の育児休業取得を強力的に推進【内閣府、各府省】
2020年までに男性の育児休業取得率を13%とする目標を公務員が率先して達成すべく、達成に向けた段階的な工程を示す中間目標を策定し、その達成に向けて以下の施策等を講じる
 - －管理職の人事評価への反映等の取組の推進【内閣府、各府省】
 - －イクメン父親の会の設置等、男性職員の育児参加を促進する取組を各府省で実施し、民間に取組を広げる【内閣府、各府省】

○女性に非正規雇用が多い現状も踏まえ、非正規雇用の労働者の正規雇用への転換促進や、公正処遇確保・人材育成のための制度整備や事業主支援を行う【厚生労働省】

○働き方に中立的な制度の実現に向けた社会保障制度・税制等の見直しに向け、国民各層の理解を得るための取組を進める【内閣府、厚生労働省】

2. 思い切ったポジティブ・アクション

男性の意識改革と、意思決定の場における女性の参画を車の両輪として推進することにより、女性が活躍しやすい経済社会の構築を目指すため、期間限定的に、思い切ったポジティブ・アクションを導入・推進し、男性意識改革との好循環につなげる。

○女性の起業・創業促進のため、関係省庁と調整しつつ、以下について推進【経済産業省】

- ・ 開業資金の円滑な供給のための補助制度の創設
- ・ 創業時・創業後の経営面のきめ細かな「知識サポート」の仕組みの創設 等

○地域農業のあり方を定める重要な方針（人・農地プラン等）について女性が企画・立案段階から参画することを促進し、また、6次産業化などにチャレンジする女性農業経営者を積極的に支援するとともに、地域で活躍する女性農業経営者のネットワークづくり等を推進【農林水産省】

○女性の活躍により政策目的達成への貢献が期待される分野において、女性を取り巻く様々な社会的要因による男女間の格差の改善に向けて支援するための事業を積極的に検討【各府省】

○各府省の公共調達を通じた女性活躍の推進方策について、立法措置を含めて検討【内閣府、財務省】

○女性の活躍促進の「見える化」総合プランの策定・推進（再掲）

○子育て等でブランクのある女性の再就職を強力に支援

- ・ 主婦層が働きやすい魅力ある中小・小規模企業へ円滑に職場復帰できるよう、関係省庁と調整しつつ、主婦層向けインターンシップ事業の創設を推進【経済産業省】
- ・ マザーズハローワーク等で、再就職希望の女性のスキルを活かしたい企業とのマッチングの推進、職業相談やセミナー等の再就職に向けた就職支援をワンストップで実施【厚生労働省】

○改正育児・介護休業法の周知・徹底に加え、更に取りやすく復職しやすい育児休業・短時間勤務制度に向け、環境整備等更なる取組を行う【厚生労働省】

○配偶者の転勤に伴う離職への対応【厚生労働省、各府省。人事院に検討要請】

- ・配偶者の遠隔地への転勤が女性就業者の離職の要因の一つとなっている現状を考慮し、意欲と能力のある女性がそれまでの経験とスキルを活かして復職できるような好事例の収集、提供を図るとともに、公務員が率先して対応する。その際、休業制度など制度面も含め、必要な対応の検討を進める。この場合に、人事院で対応が必要な事項については、人事院に検討を要請する

○我が国の女性の就業率は先進諸国の中で低い水準であるが、特に高等教育を受けた女性の就業率（日本 66%）が OECD 平均（82%）を大幅に下回る状況を踏まえ、女性が能力を最大限に発揮できるよう総合的な施策を実施【文部科学省、厚生労働省、内閣府】

- ・将来、希望の職業に就職し、結婚や育児等のライフイベントを踏まえた人生設計（ライフプランニング）が行えるよう、学校教育における早い段階からライフプランニング支援を含むキャリア教育を保護者への意識啓発を含め推進する【文部科学省】
- ・メンター（女性社員の相談・サポートをする社員）や、ロールモデル（キャリア形成での目標となる社員）の育成・支援【厚生労働省、内閣府】

○理系女性大幅増プラン（仮称）【文部科学省】

- ・我が国の理系分野を専攻する女子学生の割合や女性研究者の比率は 10%台前半であり、先進国と比べて低い水準（欧米主要国の半分程度以下）である。理系女性の大幅な増加を目指し、女性研究者が出産・育児等と研究を両立できるようにするための支援、研究中断した場合の復帰や安定的なポストの増加のための支援のほか、初等中等教育段階や、大学段階を通じた進路選択支援等の総合的な対策を講じる

3. 公務員から率先して取り組む

男性の意識改革や、ポジティブ・アクションについては、まず公務員から率先して取り組むことで、民間の取組を促すことが有効。

○思い切った女性の採用・登用【内閣府、総務省】

- ・「国家公務員の女性採用30%」との政府目標の達成に向けて、25年度の各府省の女性採用の状況をフォローアップし、女性採用の拡大に向けた課題を踏まえ、今後の採用のあり方などを具体化することを検討

○配偶者の転勤に伴う離職への対応（再掲）

○イクメン父親の会等を各府省で推進（再掲）

○男性育児休業の促進（再掲）

○公務員の在宅勤務（テレワーク）について、各府省のベストプラクティスを共有し、各府省で必要な環境整備を推進【内閣官房、各府省】

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議の開催について

平成 24 年 5 月 21 日

内閣総理大臣決裁

1. 女性の活躍により経済を活性化するための政府の取組について、各府省間で連携の上、重点的に取り組むべき事項を整理し、工程表を策定するため、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議長 国家戦略担当大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

構成員 外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣

3. 会議の庶務は、内閣府の協力を得て、内閣官房において処理する。